

化学物質規制に関する安衛令及び規則の改正と施行日、労働安全衛生法の根拠条文

	規制内容	安衛法 根拠条文	罰条	規則条文	2022/ 5/1 施行	2023/ 4/1 施行	2024/ 4/1 施行
1	ラベル表示・SDS交付・R A 対象物の追加	57条、57条の2	57条 罰条 あり	安衛令別表第9			○
2	ばく露の低減	22条	有	安衛則577条の2第1項、 577条の3		○	
	R A 対象物健康診断の実施とそれに基づく 措置	22条	有	安衛則577条の2第3～9項			○
	ばく露の低減等についての意見聴取、作業 の記録の作成・保存	22条	有	安衛則577条の2第10項			○
	がん原性物質の作業記録の保存	22条	有	安衛則577条の2第11項		○	
3	衛生委員会の付議事項の追加	18条1項	有	安衛則22条11項		○	
4	リスクアセスメント結果等に係る記録の作 成・保存	57条の3第1項	無	安衛則34条の2の8		○	
5	雇入れ時教育等の拡充	59条1項	有	安衛則35条1項			○
6	職長等の安全衛生教育対象業種の拡大	60条	有	安衛令19条		○	
7	がん等遅発性疾病の発生の把握強化	100条1項	有	安衛則97条の2		○	
8	直接皮膚接触防止	22条	有	安衛則594条、594条の 2、594条の3、596条		○	
9	化学物質管理者の選任	22条	有	安衛則12条の5			○
10	保護具着用管理責任者の選任	22条	有	安衛則12条の6			○
11	S D S 通知事項の柔軟化	57条の2第1 項、第2項	無	安衛則24条の15第1項・第 2項（令5.4.1時点で24条の 15第3項）、34条の2の3	○		
12	人体に及ぼす作用の定期確認等	57条の2第1 項、第2項	無	安衛則24条の15、34条の2 の4の6		○	
13	S D S 通知事項の追加	57条の2第1 項、第2項	無	安衛則24条の15、34条の2 の4、6			○
14	事業場内で別容器保管時の措置の強化	57条	有	安衛則33条の2		○	
15	注文者が措置を講じる設備の範囲追加	31条の2	有	安衛令9条の3		○	
16	特殊健康診断の実施頻度の緩和	66条2項	有	特化則39第5項、有機則29条 第6項、鉛則53条第4項、四ア ルキル則22条第4項		○	
17	化学物質災害発生事業場への改善指示	-		安衛則34条の2の10			○
18	管理水準が一定の水準事業場の適用除外	-		特化則2条の3第1項、有機則 4条の2第1項、鉛則3条の2第 1項、粉じん則3条の2第1項		○	
19	第三管理区分事業場の措置強化	-		特化則36条の3第1項、有機 則28条の3の2第1項、鉛則 53条の3の2第1項、粉じん則 26条の3の2第1項			○